

八王子血液浄化技術交流会会則

第 1 章 総則

第 1 条 本会は、八王子血液浄化技術交流会と称し、平成 8 年 4 月 28 日に設立する。

第 2 条 本会は、事務所を下記におく。

「〒193-0998 八王子市館町 1163

東京医科大学八王子医療センター 臨床工学部内」

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は、八王子及び八王子近郊の臨床工学技士相互の交流及び学術の向上を図る事を目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 研究会の開催
- (3) 刊行物の発行
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要と認めた事業

第 3 章 会員

第 5 条 (1) 会員は、本会の目的に賛同する臨床工学技士などとする。

(2) 会員は、施設会員、及び個人会員とする。

(3) 本会の会員となることを希望するもの(八王子及び八王子近郊の血液浄化を行う医療施設)は、会員の推薦により、所定の入会申込書を本会事務局に提出し、幹事会の承認を受けなければならない。

(4) 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(5) 会員は、研究会で発表し、会員名簿その他の刊行物及び資料の配布を受けることができる。

(6) 連続して 2 年間で会費を納付しないものは退会とみなす。

第 4 章 役員

第 6 条 役員の構成

(1) 本会は、次の役員をもって構成し、以下幹事と総称する。

会 長 1 名

副 会 長 1 名

事務局長 1 名

会 計 1 名

会計監査 1 名

施設幹事 会員各施設より 1 名

常任幹事 幹事の中から 5 名以上

(2) 会長は常任幹事会及び幹事会を組織し、本会運営に関する重要な事項を審議する。

(3) 幹事は研究会を企画、運営する。

第 7 条 役員の選任及び任期

(1) 幹事は、施設会員が会員の中から選任する。

(2) 会長は、幹事が幹事の中から選任する。

(3) 副会長・事務局長・会計・会計監査・常任幹事は幹事が幹事の中から選任し、会長が委嘱する。

(4) 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(5) 各施設幹事に欠員が生じた場合は、欠員の出た施設から後任者を選出する。

(6) 個人会員も幹事会での承認により幹事となることができる。

第 5 章 会議

第 8 条 会議は、総会及び常任幹事会及び幹事会とする。

(1) 総会

1. 本会の総会はこの会の会員をもって構成し、年 1 回開催する

2. 総会の議長及び書記は総会出席者の中から選出し、総会の終了と共に解任する

3. 会の議決は出席者の過半数の同意をもって決し、可否の不明瞭な場合は議長の決することとする

第 9 条 会長は年 1 回、定例幹事会を召集する。また必要に応じて、適宜臨時幹事会・臨時常任幹事会を召集することができる。幹事会は、原則として研究会開催時及び適切な時期に開催する。

第 10 条 幹事会及び常任幹事会は、幹事の 3 分の 2 以上が出席しなければ議決することはできない。但し、あらかじめ委任状があれば出席者とみなす。

第 11 条 幹事会及び常任幹事会の議事は、出席幹事の 3 分の 2 以上の同意によって議決する。

第 6 章 研究会

第 12 条 本会の総会及び研究会は、年 1 回開催する。研究会は必要に応じて、随時開催できる。

第 7 章 資産及び会計

第 13 条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもってこれに当てる。

第 14 条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後に会計及び会計監査が作成し、幹事会の承認を得なければならない。

第 8 章 会費

第 15 条 施設会員の年会費は 1 万円とする。

個人会員の年会費は 1 千円とする。

会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。

第 16 条 会費は研究会開催、刊行物発行、広報活動、調査研究、研修指導、福利厚生、本会の運営費として使用する。

第 9 章 会則の変更

第 17 条 本会則は、幹事会により変更することができる。

第 10 章 慶弔

第 18 条 現幹事・旧幹事・功労者の慶弔に際しては、慶弔規程に準ずるものとする。

第 19 条 各会員はその事実の発生を承知した際は、速やかに会長あるいは幹事に報告し、報告を受けた者は速やかに各幹事に通達する。

慶弔規程

第 20 条 この規程は、慶弔に関する取り扱いを定めることを目的とする。

第 21 条 慶事の取り扱いは次のとおりとする。

1. 幹事が結婚するとき：祝電

第 22 条 弔事の取り扱いは、香典・生花・弔電等 20,000 円を限度とし、次の場合のみとする。

1. 幹事が死亡したとき
2. 幹事の配偶者が死亡したとき
3. 幹事の実父母が死亡したとき
4. 幹事の子が死亡したとき
5. 会が認めたとき

第 23 条 この規程以外に本会が必要とする慶弔に関しては、会長の裁量で処理し、後日幹事会にて報告する。

[附記] 1.本会則は、平成 10 年 4 月 1 日から発行する。

2.平成 18 年 4 月 25 日の幹事会で「第 10 章 慶弔」を追加。

3.平成 19 年 6 月 4 日の幹事会で「第 6 条」「第 8 条」を改正。

4.平成 23 年 9 月 8 日の幹事会で「第 5 条」「第 6 条」「第 15 条」を改正。

(平成 24 年度より施行)

5.平成 26 年 4 月 24 日の幹事会で「第 5 条」「第 15 条」を改正。

6.平成 29 年 1 月 26 日の幹事会で「第 6 条」「第 7 条」を改正。